

各位

札幌商工会議所
会頭 岩田 圭剛

「令和6年能登半島地震」義援金のお願いについて

去る1月1日、石川県能登地方を震源とする非常に強い地震が発生いたしました。この災害に被災された皆様に対し心よりお見舞い申し上げます。

被災地では現在も余震が続くなど、市民生活、主要産業等に甚大な被害が発生しており、被災地を超えて全国的なサプライチェーン等への影響など、北陸経済のみならず、我が国経済への影響も大きく懸念されております。

こうした中、日本商工会議所では、被災地の一日も早い復旧・復興を後押しすべく、全国の商工会議所を対象に災害義援金を募集し、被災商工会議所および商工会議所連合会に寄贈する活動を行う事となりました。

当所といたしましても、被災地における被害の甚大さを鑑み、本義援金に協力することといたしましたので、出費ご多端の折、誠に恐縮ではございますが、本義援金の趣旨を御理解の上、下記の要領にてご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 義援金額： 1口1万円 × 希望口数
2. 申込方法： 2月19日(月)までに、下記WEB申込フォーム、または別紙FAX用紙にてお申し込みください。
 <WEB申込フォーム>
https://www.sapporo-cci.or.jp/web/purpose/01/details/post_77.html
3. 募金方法： 事前申し込みの上、下記口座に2月20日(火)までにお振込みをお願いいたします。

北洋銀行	本店営業部	(普通)	7235961
北海道銀行	本店営業部	(普通)	3449115
北海道信用金庫	本店営業部	(普通)	4367570
【口座名】札幌商工会議所 能登半島地震義援金			

※大変恐縮ですが、振込手数料は貴社にてご負担願います。

4. 寄贈先：被災商工会議所および商工会議所連合会
 ※当所でとりまとめ、日本商工会議所を通じて寄贈いたします。
5. 使途：被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復に関わる事業等
6. その他：(1)寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取り扱いとなります。

詳細は下記の通りです。

①個人が義援金を支出する場合の所得税の取り扱い

⇒所得控除はありません。

②法人が義援金を支出する場合の法人税の取り扱い

⇒一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入されます。

(2)領収書は、義援金を振り込む際の控えをもってかえさせていただきます。

以上

<お問い合わせ先>札幌商工会議所 総務部 総務課

〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター2階

TEL:011-231-1076 FAX:011-231-1078

F A X送付先 0 1 1—2 3 1—1 0 7 8

札幌商工会議所 総務部 行

「令和6年能登半島地震義援金 振込連絡票」

義援金の趣旨に賛同し、以下の通り振り込みます。

貴社・貴団体名			
ご担当者 部署・お役職名			
ご担当者様 氏名			
電 話		F A X	
振込予定口座	<input type="checkbox"/> 北洋銀行 本店営業部 <input type="checkbox"/> 北海道銀行 本店営業部 <input type="checkbox"/> 北海道信用金庫 本店営業部		
振込予定日	月 日		
口 数	口	義 援 金 額	円

※ ご連絡いただいた情報は、義援金の募金の目的以外には使用いたしません。